

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

社会保険加入の徹底に向けた動きが進む中、全国健康保険協会が運営する健康保険（協会けんぽ）に加入しなければ社会保険の加入扱いにならないという誤解が自治体や企業の間には広がっている。従業員が5人未満の事業主や一人親方のほか、適用除外措置を受けて建設業関連の国民健康保険組合（国保）に加入している場合は協会けんぽに入り直す必要がないにもかかわらず、入札の参加申請などの際に協会けんぽに未加入という理由で受け付けない例も出ており、国土交通省や全国建設労働組合総連合（全建総連）などが周知に乗り出している。

社会保険のうち医療保険の加入で

国保加入は社会保険加入扱い

適用除外の誤解多く周知徹底へ

国土交通省、全建総連ら

は、常時5人以上の従業員を使用している法人などは、協会けんぽに事業所として加入することが法律で定められている。ただ、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を持つ事業主や一人親方は、国保に加入していれば、改めて協会けんぽに入り直す必要はない。また、作業員が5人以上に増えた事業者や個人事業主が法人化した場合でも、年金事務所に適用除外を承認されていれば、国保の加入でも社会保険に適

正に加入していることになる。

ところが、企業や自治体で協会けんぽへの切り替えを指示するケースが複数浮上している。

全建総連によると、協力会社に対し、国保は社会保険ではないとして、協会けんぽへの切り替えを指示した企業があったほか、自治体でも入札の資格審査などで協会けんぽに加入していないために失格となるケースが複数報告されたという。

全建総連は「5人未満の事業者に

とって協会けんぽに切り替えるための資金は膨大なものになり、経営にもかかわる」（東京都連）として、ホームページでも適用除外の承認を受けて国保に加入している場合は、社会保険加入扱いとなることや、経営事項審査の減点対象にならないことを説明している。「社会保険労務士や行政書士にも理解していない担当者があり、誤った見解をもたれていることが多い」ため、間違った説明をされないよう注意を呼び掛けている。

国土交通省でも、地方整備局へ適正な対応を求める事務連絡を発送し、社会保険未加入対策として改めて協会けんぽに入り直す必要はないことを周知し、適切な対応を求めた。